

一般1申請（税情報利用）を予定されている方へ

「税情報の利用」とは、大阪市内に居住（令和8年1月1日現在）している申請者の同意に基づき、教育委員会が申請者に代わって大阪市の住民基本台帳及び個人市民税課税台帳から審査に必要な情報の提供を受けます。

申請理由①「市民税が非課税の方」または申請理由⑫「経済的に困っており、令和7年中（令和8年度）の世帯全員の合計所得が所得基準額以下の方」は、税情報を利用して申請することができます。

詳しくは「令和8年度（2026年度）就学援助制度のお知らせ」の3ページをご覧ください。

- 「申請書兼世帯状況票」中ほどの「市民税額・所得金額等の確認方法」で「 税情報を利用する。」にチェックを入れ、申請者名を記名してください。
- 令和8年1月1日現在の住所が、大阪市外の方については利用できません。大阪市外の方はお住まいだった市区町村の課税（所得）証明書が必要です。
- 所得税の確定申告の情報、令和7年末までに会社等で年末調整された所得情報、または市税事務所等で令和8年3月16日（月）までに申告された所得情報が提供されます。申告をされていないなど税情報が提供されない時は、追加で証明書類の提出が必要になることがあります。

※ 申告手続きの詳細については市税事務所までお問合せください。

(参考)

大阪市ホームページ「令和8年度分 個人市・府民税の申告について」

<https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000382595.html>

※ 申告期限 令和8年3月16日（月）



一般1申請にあたっては、次の点を確認してください。

■申請理由①「市民税が非課税の方」の場合

- 生計を一にする世帯全員（平成20年4月1日以前に生まれた方）が非課税（所得割額・均等割額ともに0円）ですか
- 申告者に控除対象配偶者及び扶養控除を受ける者を加えた人数と「申請書兼世帯状況票」に記入した世帯人数は同じですか

■申請理由⑫「経済的に困っており、令和7年中（令和8年度）の世帯全員の合計所得が所得基準額以下の方」の場合

- 生計を一にする世帯全員（平成20年4月1日以前に生まれた方）の申告が行われていますか
- 生計を一にする世帯全員の所得の合計額が、所得基準額以内ですか
- 借家等の場合、賃貸契約書等のコピーは提出されましたか